

花巻市市民参画・協働推進委員会（第4回）会議録

日 時 平成 29 年 8 月 21 日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 55 分

場 所 花巻市役所本庁舎本館 3 階 302・303 会議室

出席者 委員出席者 10 名 佐藤良介（委員長・花巻商工会議所副会頭）、土田和長（副委員長・富士大学経済学部教授）、高橋照幸（花巻市社会福祉協議会常務理事）、柳田秀雄（花巻市校長会）、小松原範子（花巻市老人クラブ連合会女性委員長）、千葉恵子（花巻市地域婦人団体協議会副会長）、箱崎陽介（花巻青年会議所理事長）、伊藤成子（八幡まちづくり協議会）、竹村洋子（成島地区コミュニティ会議）、板垣武美（公募委員）

委員欠席者 3 名 佐藤道輝（花巻農業協同組合企画管理部企画広報課長）、葛巻徹（花巻市民活動ネットワーク協議会事務局長）、川村美代子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）

市側出席者 5 名 市村律（地域振興部長）、佐藤多恵子（地域づくり課長）、佐々木彰子（地域づくり課長補佐）、上山亜貴（地域づくり課市民協働係長）藤原隆志（地域づくり課上席主任）

説明員 11 名 伊藤精一（石鳥谷総合支所地域振興課産業係長）、菊池剛史（石鳥谷総合支所地域振興課産業係上席主任）、粒針満（都市政策課公共交通係長）、高橋宏明（スポーツ振興課課長補佐）、菅史（スポーツ振興課スポーツ振興係主任主査兼係長）、伊藤理恵（市民生活総合相談センター所長）、小田島和広（農業委員会事務局次長）、佐藤要（農業委員会農政管理係主任主査兼係長）、高橋誠（秘書政策課長補佐）、赤坂秀樹（秘書政策課企画調整係長）、佐藤恒（契約管財課課長補佐）

傍聴等 傍聴者 なし

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 平成 29 年度市民参画に係る事前評価について

・南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針

(2) 平成 27 年度～平成 29 年度市民参画に係る事後評価について

・花巻市地域公共交通網形成計画

・花巻市スポーツ推進計画

4 その他

(1) 平成 28 年度市民参画予定から対象外への変更について

・市民のための交通安全推進指針

(2) 市民参画対象外・除外の計画・条例等について

(3) 「市政への市民参画ガイドライン」等の一部改正について

(4) 「市政への市民参画ガイドライン」見直しについて

5 閉会

1 開会 (開会 午後1時30分)

事務局(上山係長) 開会に先立ち、委員会成立の御報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員13名のうち10名の御出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立いたしておりますことを御報告いたします。また、本委員会は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただいまより第4回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。はじめに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ
佐藤委員長 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、何かと御多忙のところ、市民参画・協働推進委員会に御出席くださりまして、誠にありがとうございます。8月に入りましてから、天候不順が続いております。日照時間が少ないということございまして、稲の生育に影響がなければと心配しているところでございます。また、お盆の期間中には各地域におきまして、行事が行われました。石鳥谷では夢まつり、花火が盛大に開催されましたし、大迫ではあんどんまつりが開催されました。今年は大迫が開町400年ということで、記念の行事が行われたようでございます。14日には、弘前ねぶたも参加いただいたようです。人出も例年の倍だったと聞いております。また、19日はイーハトーブフォーラム、花火大会が行われました。イーハトーブツーデーマーチも開催されまして、全国各地から多くの方に来ていただいて、ウォーキングを楽しんでいただきました。歴史と伝統を継承しながら、これからのまちづくりに活かしていくのが大事ではないかと思います。

今日は、第4回の委員会でございますが、審議内容といたしましては、事前評価が1件、事後評価2件ございます。さらには、市民参画対象外、除外の条例についても10件ございますので、それぞれ御説明申し上げまして、皆様から御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。案件が多いので、時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

事務局(上山係長) ありがとうございます。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。よろしくお願ひいたします。

3 審議
佐藤委員長 それでは、早速、審議に入ります。初めに、(1)平成29年度市民参画に係る事前評価ということで1件ございまして、南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針ということですので、担当の石鳥谷総合支所地域振興課に説明をお願いします。

石鳥谷総合支所地域振興課(菊池上席主任) (資料に基づき説明)

佐藤委員長 只今、御説明いただきました南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針について、何か御質問はありますか。平成4年に開館したということですから、ちょうど25年ということですね。

土田委員 目的のところ「南部杜氏の技術と精神の伝承」という文章がありますが、先程の説明の中で、全国の酒の展示販売を推進したいという説明がありました。先日、石鳥谷地域で行われたワークショップの意見をインターネットで見た際、同様の意見があったのを見ました。全国の酒ということになると、南部杜氏が全国へ展開して行ってそこで作る酒かと思うのですが、それとは関係なく、全国どこの酒でも売れ筋の酒等を展示販売するということですか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 検討段階ではありますが、出来れば物語を描きたいと思っております。委員の御指摘のとおり、南部杜氏は、全国最大の酒造り集団です。南部杜氏の皆さんのことを感じられるようなストーリーを描ければと考えております。

佐藤委員長 他には、ございませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 ないようですので、市民参画の方法について、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。方法として、①ワークショップの実施、②その他適切と判断される方法ということで、南部杜氏伝承館リニューアル整備市民懇話会の開催、③として、石鳥谷地域協議会への意見聴取、④パブリックコメントの実施、ということでございます。それでは、初めにワークショップの実施について、何か御質問、御意見はございませんか。

佐藤委員長 対象者は全市民となっておりますが、定員は設けていますか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 30人程の規模を考えております。

柳田委員 広報はなまきで周知する際、(ワークショップ実施の周知の他に) 伝承館や酒造りのことについても、併せて周知することを考えていますか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 伝承館の周知ということでは、リーフレットを作成したり、ふるさとパスポートを広報で取りあげる際に併せて周知する等しております。御指摘の部分ですが、今後そういうことが出来るように検討したいと思っております。広報の締め切りが迫っているので(ワークショップ実施周知の際には)間に合いませんが、今後、進捗状況等を示す際に、検討させていただきます。

佐藤委員長 他に御質問、御意見はありますか。

高橋委員 時期及び回数のところ、講演・パネルディスカッションとありますが、一般市民の方々への公開はしますか。

- 石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 公開したいと考えております。
- 高橋委員 平成29年9月中旬とありますが、だいたいいつ頃ですか。
- 石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） はい。案でございますが、私どもとしては、出来れば9月16日頃にしたいと思っておりますが、この委員会を経てから市民参画には着手できますし、相手もあることですので、調整しながらと考えております。
- 伊藤委員 対象者は全市民ということで、先程、30人位との説明がありましたが、これもやはりこの委員会が終わってから、募集をかけるということですか。
- 石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） はい。この委員会が終わってから、着手したいと考えております。
- 佐藤委員長 （周知方法及び周知時期で）広報はなまきとホームページに掲載とありますが、時期はいつを予定していますか。
- 石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 9月1日と考えております。
- 佐藤委員長 それでは、9月16日に開催予定ということで、広報はなまき9月1日号に掲載するということですね。ホームページにも同じ頃に掲載ということよろしいですか。
- 石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） そのように考えておりますが、開催日が相手方によって動くときには周知時期も変わってくると思いますので、御了承いただきたいと思います。
- 佐藤委員長 他にございませんか。では、次に②の市民懇話会の開催について、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。13人で構成する市民懇話会を4回開催するということですね。
- 高橋委員 1回目、2回目ともに9月下旬となっておりますが、下旬というのは限られた時期になります。2回開催ですが（周知時期が）開催予定日の2週間前まで通知にとありますが、スケジュール的に可能でしょうか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 御指摘のとおりだと思いますが、委員の皆様にはあらかじめ、4回分の開催日案をお示ししていきたいと考えております。

高橋委員 わかりました。

佐藤委員長 13人の委員の構成は決まっているわけですね。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） はい。

佐藤委員長 人選は出来ているということですね。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 内部的には案を決めておりますが、これから（委員会後に着手する）の予定です。

佐藤委員長 他にはありませんか。よろしいでしょうか。それでは、③の石鳥谷地域協議会への意見聴取ですが、これについて、何か御質問、御意見はありますか。
ないようですので、次に④のパブリックコメントの実施について、御質問、御意見はありますか。
周知方法のところ、市ホームページに掲載するということが、広報には掲載しないということですか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） はい。ホームページと考えております。

佐藤委員長 必ずしも皆さんがホームページを御覧になるわけではないと思います。広報であれば、全戸配布になりますが、掲載内容の量が多いということですね。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） パブリックコメント実施の周知については、広報掲載を考えておりますが（基本方針案については）量があるかもしれないので、ホームページや窓口への備え付けを考えております。

高橋委員 周知方法のところ、各振興センター、保健センター等ありますが、肝心の南部杜氏伝承館への備え付けは出来ないのでしょうか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） はい。そのようにさせていただきます。

佐藤委員長 南部杜氏伝承館は、来館者はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 平成28年度実績で、約3,700人ほどです。

土田委員 その3,700人ほどというのは、同種同規模施設との比較でいうと、まずまずの実績なんでしょうか。それとも、担当者の認識では、もう少し努力がいる水準なんでしょうか。

石鳥谷総合支所地域振興課（菊池上席主任） 詳しい手持ち資料がありませんが、例えば博物館法上の博物館類似施設等と比較した場合、賢治記念館、高村記念館等と比較した場合は少ないと思います。南部杜氏伝承館自体も、震災前は10,000人位の入館者がありましたが、震災後に来館者数の回復が出来ておらず、下降線を辿っている現状です。

佐藤委員長 他に、パブリックコメントについて御質問、御意見はございませんか。それでは、3、計画・条例等の全体スケジュールについて、何か御質問、御意見はございませんか。
今月中に素案作成を完了して、市民参画を行って、3月に方針策定するというスケジュールのようです。よろしいでしょうか。

伊藤委員 パブリックコメントで（基本方針案の備え付けについては）敷地内の人の出入りが多い場所、りんどう亭とか、産直等にも置いたほうがいいと思います。

佐藤委員長 他にはございますか。特にないようですので、評価に入りたいと思います。職員チームの評価は「適切である」という総合評価でございます。当委員会の評価として何か御意見はありますか。
先程、周知方法について御意見がありましたので、その御意見を取り入れていただきながら、市民参画を行っていただくということで、評価は「適切である」ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐藤委員長 続きまして、次第の（2）平成27年度～平成29年度市民参画に係る事後評価について、2件ございます。初めに、花巻市地域公共交通網形成計画について、担当の都

市政策課公共交通係長粒針さんに御説明をお願いします。

都市政策課（粒針係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 只今、御説明のありました花巻市地域公共交通網形成計画につきましては、平成 27 年の 5 月 22 日に事前評価を行っております。それでは、内容について何か御質問はございますか。

特にないようですので、市民参画の方法について御質問、御意見を頂戴したいと思います。2つの方法で実施したということですが、1つ目、パブリックコメントの実施について、皆様から御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

反省点の中に「パブコメ実施と同時期に、別建てで地域説明会を並行実施した」とありますが、これについて、詳しく御説明をお願いします。

都市政策課（粒針係長） 計画の内容、方向性を皆さんに知っていただきたいということで、振興センター単位でございましたが、各地域で説明会をいたしまして、向こう 7 年間の方向性についてお話しさせていただきました。個別の細かい事業については、その都度、皆様にお示ししていただくことを説明させていただきました。

佐藤委員長 振興センター単位というと、27 ということですか。

都市政策課（粒針係長） 失礼いたしました。旧 4 市町の単位で実施いたしました。東和地域と大迫地域では、振興センター単位で実施しております。今年度、大きな変化がある等の関係で東和地域と大迫地域については、きめ細かく実施いたしました。西南地域についても、路線バスから予約応答型乗合交通に切り替わるということで、西南地域についても、地区ごとに説明いたしました。そのほか、花巻地域全域として 1 回、石鳥谷地域全域として 1 回開催いたしました。

佐藤委員長 実施時期は、いつですか。

都市政策課（粒針係長） 実施時期は、東和地域が 3 月 10 日から 23 日にかけて実施しております。大迫地域が、3 月 27 日から 3 月 30 日まで実施しております。西南地域が 3 月 31 日、4 月 3 日、花巻地域が 4 月 4 日、石鳥谷地域が 4 月 5 日に実施しております。

佐藤委員長 市民参画の事前評価時にはありませんでしたが、追加して実施したということですか。

都市政策課（粒針係長） はい。

土田委員 素案を拝見いたしますと、西南地域については路線バス廃止が見込まれるから、事業者との協議のうえで、順次、予約応答型へのことですが、事業者との協議はついていますか。

都市政策課（粒針係長） 具体的には岩手県交通ですが、財政を維持していくのが難しいというお話をいただいたことを受けて、計画策定をしたものです。

土田委員 そうしますと、矢沢地域については、事業者によるバス路線の維持が困難になった場合に順次予約応答型へ変えていくと（計画に）記載がありますが、事業者との協議のうえでというのと、事業者によるバス路線維持が困難になった場合、というのは、違うのでしょうか。赤字で市の財政補助があっても維持できないという採算上の判断ということですか。

都市政策課（粒針係長） 採算上の判断もあるかと思いますが、岩手県交通から運転手が不足していて収支に関わらず、事業実施が難しいという話も頂戴しております。必ずしも収支という問題ではないのですが、そういったことも条件となってくるということです。矢沢地域、湯本地域、湯口地域、宮野目地域については、県交通の具体的な方針が決まっていないという状況です。いずれにしても、路線バスの維持が厳しいということは変わりない状況でございます。

土田委員 確かに、高木団地からバスに乗りますと運転手も御高齢の方が多くようです。石鳥谷線のような幹線ですと、若い運転手の方で若くてサービスが良いと感じます。

佐藤委員長 他に御質問、御意見ございませんか。
次に②の花巻市地域自治推進委員会及び3地域協議会からの意見聴取ですが、これについて、御質問、御意見はありませんか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 それでは、評価に移りたいと思いますが、地域説明会開催が追加となっていて、パブリックコメント実施の中に含まれているようですが、事前評価にはなかったが実施したということで報告書に掲載した方がよいと思いますが。

板垣委員 委員長が御発言されましたが、私も同じことを考えておまして、ガイドラインの中で言えば、意見交換会に該当する市民参画手続になります。追加実施したものでありますが、当初計画になかったので、評価がされていない形になっています。このことについて、職員チームではどのように整理をしているのか聞きたいと思います。前回の委員会では、まちづくり総合計画第2期中期プランでも当初計画になかったワークショップが追加されましたが、その際は事後評価ということで報告書が出てきています。この点については整合性を取らなければいけないと思いますが、職員チームではどのように整理されたのかお聞きしたいです。

事務局（佐々木補佐） お答えいたします。整理の仕方といたしましては、意見交換会の分類は、単に説明だけではなく、意見交換の時間を多くとっているもの、運用マニュアルの目安としては、70%以上の時間を意見交換とするようありますので、説明の時間が長いものについては意見交換会には当てはまらないという整理で、今回はパブリックコメントの他に地域説明会を実施しましたが、内容の趣旨説明という形で整理をいたしました。

- 板垣委員 ここで深く議論するつもりはありませんが、70%という根拠はどこからはじかれるのですか。
- 事務局（佐々木補佐） ガイドラインの運用マニュアルに意見交換会の開催時間は概ね90分から120分が目安であるとお示ししております、時間的に70%位を意見交換に費やしているものと理解しておりますので、単純に時間的なもの捉えております。
- 板垣委員 では、69%は該当しないということになりますね。
- 事務局（佐々木補佐） 概ねということです。内容を説明するものが主、内容を説明した時は必ず御意見を頂戴する時間を設けるとは思いますが、どちらに主を置いているかということで整理しております。
- 板垣委員 後段のガイドラインの見直しの中でも触れたいと思いますが、運用マニュアルはあくまで内規ですよね。事務処理上のことですので、そこまで厳密に考える必要があるのかと思いますが、このことは後段のガイドラインの見直しの時にお話しします。
- 佐藤委員長 地域説明会ということですが、一方的に説明を行ったということでしょうか、あるいは意見交換が主なのか、そのあたりはいかがですか。
- 都市政策課（粒針係長） 説明をすることが趣旨でしたので、説明後、いくつか質問はありましたが（意見ではなく）質問という形でした。
- 佐藤委員長 意見が出されたという記録はありますか。
- 都市政策課（粒針係長） 今日は会議録を持ち合わせておりませんが、頂きました主な質問は整理しております。
- 板垣委員 たまたま資料を持っていますが、14カ所で139名の方が参加して意見数が34ありますね。かなりいい意見が出ています。間違いました。意見は8件です。失礼しました。
- 佐藤委員長 意見交換会なのか地域説明会なのかということですね。反省点の中にはパブリックコメントを実施する前に地域説明会をすべきとの意見があったようですが、この点は「改善の余地あり」ということになるのかもしれませんが。職員チームの評価では「適切である」という評価ですが、当委員会の評価について、何か御意見はありますか。
地域説明会や意見交換会を開く際は、目的があって名称の使い分けをしているという形ですか。
- 事務局（佐藤課長） 統一した基準はございませんが、例えば、建設部ですと道路や下水道の工事を行う前に説明会を開くことがあります、説明会は、あくまでも内容を説明し、それに対して御質問や御意見をいただきますが、あくまで内容説明が主になります。他に意見交換会という名称で開催する場合があります、説明部分はウェイト的に少なく、参加された皆様と我々が意見交換することを主に開きますが、特に名称をはっきり使い分けているというわけではありません。

佐藤委員長 市民生活に密着した問題なので、各地域で説明会を開催したということで、意見聴取を目的として開催したというわけではないわけですね。
何か評価について、御意見はございませんか。

板垣委員 パブリックコメントと審議会等からの意見聴取の2つについて、少し後ろ倒しの実施になったとありますが、これは半年も遅れたわけではございませんので、丁寧に計画策定を進めたことによって遅延したということは、ある意味、やむを得ないと解釈しております。これについては「適切である」という職員チームの評価に同意します。先ほど話題になった地域説明会については、ここでは議論を深めなくてもよいような気がします。

佐藤委員長 地域説明会については、趣旨をはっきりして開催時期を検討する必要があるのではないかとということで、委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それでは、総合評価としては「適切である」ということでございますが、地域説明会については、趣旨、開催時期について「検討する余地がある」ということで付帯意見という形にさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それでは、事後評価の2件目でございますが、花巻市スポーツ推進計画について、スポーツ振興課の高橋課長補佐と菅係長に説明をお願いします。

スポーツ振興課(菅主任主査兼係長) (資料に基づき、説明)

佐藤委員長 花巻市スポーツ推進計画については、平成27年5月22日に当委員会で事前評価を行っております。その際、市民参画の計画として提出されなかった①、④の方法についても実施したということです。

まず、対象の内容について御質問はありますか。

板垣委員 先程の説明の冒頭で、見直しに1年間要したとの反省の弁がございましたが、1年間以上かかっていますね。平成27年度で前期計画が満了し、平成28年度から計画期間が本来始まるはずでしたが、計画期間が大幅にずれ込み、平成29年度から平成35年度となり、いびつな計画になってしまいました。平成28年度から新しい計画に入るのであれば、平成27年度中に計画策定に着手するはずですよ。そういったことを考えれば、2年間位遅れていることになります。どうしてですか。

スポーツ振興課(菅主任主査兼係長) 平成27年度に策定に着手という予定でございましたが、その間に平成28年3月に策定した第2期花巻市教育振興基本計画、平成29年3月に策定したまちづくり総合計画第2期中期プランとの整合性に配慮しなければならないという思いがありまして、策定が遅くなりました。また、計画策定のスケジュール管理が不十分でございま

して、策定開始時期が遅れたわけですが、平成 27 年度は、毎年開催する大会イベントの他に、国体リハーサル大会、施設の改修業務等、様々な業務がございまして、スケジュールが遅れたものです。

板垣委員

第 2 期中期プランの関係ですが、そちらに配慮したとおっしゃいましたが、考え方が逆でしょう。スポーツ推進計画が策定されていて、それを第 2 期中期プランに位置付けるという考え方だと私は思います。それから、国体のリハーサル大会の話がありましたが、6 年前の東日本大震災で 3 月 11 日に沿岸市町村が被災しました。彼らはそういった状況の中でも、その年のうちに年内に復興計画を必死の思いで作っています。そういったことを考えると、国体のリハーサル大会、云々というのは言い訳に過ぎないと思います。コメントは要りません。

佐藤委員長

計画の策定が大幅に遅延したのは、間違いのないと思います。

スポーツ振興課（管主任主査兼係長）

そのことについては、大変反省しております。すいませんでした。

佐藤委員長

当初、計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までですか。それが 1 年遅れたということですね。それでは、市民参画について御質問、御意見をお伺いしたいと思います。まず初めに、当初の計画にはありませんでしたが、スポーツ推進計画検討委員会の開催ですが、当初、内部では計画があったけれども、事前評価を受けなかったということですが、このことについて、何か御質問、御意見はありますか。

板垣委員

花巻市スポーツ推進計画検討委員会ですが、設置根拠は要綱ですか。

スポーツ振興課（管主任主査兼係長）

設置要領を作りまして、要領に基づき設置したものです。

板垣委員

市のホームページで、8 月 9 日に公表されているということで、先ほど確認しましたが、会議等の公開が非公開になっています。なぜ、非公開にしているのですか。

スポーツ振興課（管主任主査兼係長）

委員会設置要領を作り、検討委員会を開催するという進めていたわけですが、市民参画の計画書に当初載せていなかったということで、検討委員会は素案づくりの作業部会のような形での設置を考えており、非公開ということで進めました。

板垣委員

そういった説明を聞くと、混乱するわけですが、なぜ作業部会が市民参画手続きの適切と判断される方法になるのですか。非公開の作業部会を設置して、第 1 回が平成 27 年 11 月 25 日に開催し、2 回目の開催が 1 年後の平成 28 年 12 月 15 日です。常識で申し上げれば、一体これは何なのかと思うわけです。これは、適切なのですか。

スポーツ振興課（管主任主査兼係長）

先程の理由もありますが、素案作成に時間を要したということです。

佐藤委員長 作業部会だという話ですが、あくまでも市民参画として実施し、ホームページにも公表しているわけです。正式な検討委員会という捉え方であれば、非公開の作業部会とは位置づけられないのではないのでしょうか。

方法①の検討委員会の設置については、市民参画の事後評価として出されてきているわけですから、単なる内部的な作業部会ということではなく、正式な検討委員会を設置して意見を聴取したということだと思いますので、非公開ではなく、ホームページに公表したということになると思いますので、整合性がないような気がします。

他に御質問、御意見はありますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 では、次に②の市民アンケートの実施について、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

板垣委員 予定を変更して実施した理由が記載されていますが、検討委員会でアンケート内容決定後にアンケートを実施したため実施時期を変更したとありますが、これも本末転倒な話で、アンケートを7月下旬から8月上旬に実施する当初の計画だったわけですが、そうであれば、検討委員会をそれに見合う時期に開くべきであったわけですが、ここではそれが逆になっているわけです。なぜ、要領で設置した計画検討委員会が11月25日に開催がずれこんだのですか。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） 市民アンケートは、7月下旬から8月上旬と計画したわけですが、アンケート内容の検討をするために時間を要したということで、11月の開催になりました。

板垣委員 反省点はなしですが、何もないのですか。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） 反省については、冒頭に申し上げましたとおり、実施がかなりずれこんだということとございまして、それは全ての方法の反省点でございます。

佐藤委員長 これについては、スポーツ振興課の事務局で計画を試案、アンケート内容を作成して、それを検討委員会で決定後に、アンケートを実施したということですね。それまでの作業に時間がかかったということですね。

では、反省点は特になしということですが、記載をしていただければと思います。

では、次に③パブリックコメントの実施になりますが、これについて何か御質問、御意見はありますか。

板垣委員 非常に大切な事ですので申し上げますが、パブコメの提出意見数が当初22件とホームページで公表されましたが、その後訂正のような形で29件となりましたが、その経緯について御説明ください。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） パブリックコメントについては、11名の方から意見を提出していただいております。公表する段階で、意見をとりまとめましたが、スポーツ推進計画の内容と、個々の部分についての御意見、御質問という様式で回答していただいたところです。その中でスポーツ推進計画の文面の指摘事項について、要約してまとめたものが当初22件ということで、公表させていただきましたが、全ての意見をやはり公表すべきとい

う意見がございまして、大変申し訳ありませんが、後日、訂正して公表し直しました。大変、申し訳ありませんでした。

板垣委員 なかなか理解が難しい説明ですが、要は、当初の意見提出件数が 29 件だったものを、22 件しか取り上げなかったということですね。違いますか。

スポーツ振興課（高橋課長補佐） 取り上げなかったという訳ではなく、計画に直接関係しないと判断してしまったため、意見として取り上げなかったということでございます。計画の本文に対する意見ではなかったということです。

板垣委員 市のパブリックコメントは、そういう運用の仕方ですか。計画案本文に該当しないものは、採用しないという話ですか。そういう条項がありますか。今日はたまたま花巻市パブリックコメント制度に関する指針というものがここにありますが、提出された意見が花巻市情報公開条例第 7 条に規定する非開示情報に該当するおそれのある情報が含まれている時は、その全部または一部を公表しないことが出来るとだけありまして、計画案の本文に対する意見かどうかによって、パブリックコメントとして採用しないという条項はどこにもないです。こういうことが市役所の中で行われているとすれば、とてもゆゆしき話です。市民から意見提出があったものをゴミ箱に捨てたという話ではないですか。これは指摘されるまで、全く気付かなかったのですか。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） 担当者の認識不足でした。大変、申し訳ございませんでした。

板垣委員 担当者の認識不足で済まされない話だと思います。組織で、計画案を策定しているわけです。市役所であり、生涯学習部であり、スポーツ振興課でやっているわけです。担当者の認識不足で意見提出された意見が、一時的に葬られるわけです。そういうパブリックコメントの運用というのは、聞いたことがありません。ここで、私が強い口調で詰問したとしても、これが組織全体に市役所全体にフィードバックされるかが疑問です。色々なパブコメを見てきましたが、初めてのケースです。

佐藤委員長 当初、意見を要約したものを 22 件公表し、後日全ての意見 29 件を全て公表したということですが、このあたりの経緯はどうなっていますか。どなたから御指摘があって、ということですか。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） パブリックコメントの意見提出者の方からの御意見がありました。

佐藤委員長 パブリックコメントで意見を提出された方から、公表されていないという御指摘があったということで、公表することにしたというわけですね。

スポーツ振興課（菅主任主査兼係長） はい。

- 佐藤委員長** 先程、板垣委員からも御指摘がありましたとおり、パブリックコメントは全部の意見を公表することになっているのでしょうから、全ての意見を公表するのが大原則だと思いますので、十分気を付けていただくようお願いしたいと思います。
- 次に、最後の④の花巻市スポーツ振興審議会ですが、これについて何か御質問、御意見はありますか。
- 板垣委員** この審議会委員の委嘱時期と、任期について教えてください。
- スポーツ振興課（高橋補佐）** この審議会は、通年で委員をお願いしているのではなく、諮問する案件があった場合に、委員をお願いするという格好になっております。今回は7月4日に委嘱しました。
- 板垣委員** 今の話だと、任期は定められていない、必要の都度招集するということであります。これは、条例設置ですか。
- スポーツ振興課（高橋補佐）** 条例設置です。
- 板垣委員** 条例には、今のお話にあったような条文がありますか。
- スポーツ振興課（高橋補佐）** はい。
- 板垣委員** 7月4日以前には、直近でいつ開催されましたか。
- スポーツ振興課（高橋補佐）** 以前の計画の時になりますので、平成19年9月27日にスポーツ振興審議会を開催しています。
- 板垣委員** 10年ぶりの開催ですね。条例に書いてあるのでそれに従ったわけですが、通常審議会は、委員の任期が普通であれば2年、3年が相場だと思いますが、そういう条文だということですね。
- 佐藤委員長** 確認の意味で質問いたしますが、周知方法として、2週間前に郵送により通知とありますが、開催されたのは7月4日と7月11日の2回ということですが、この周知時期については、どうなっていますか。
- スポーツ振興課（管主任主査兼係長）** 2週間前に、2回分を一緒に通知しました。
- 佐藤委員長** 当初から2回の審議会を開催する予定で、委員を委嘱し開催したということですね。
- 板垣委員** 資料右側「市民参画により効果があったこと」で「審議会を2回にわたり開催することで、十分な審議を経た答申をいただくことができた。」とありますが、7月4日、7月11日、いずれも審議会にすれば極めて短時間、1時間位で終わっています。会議録を精読したわけではありませんが、これを持って十分な審議と書くのは、なかなか

か勇気のいることだと思います。

資料の下段「予定を変更して実施した内容と理由」ですが「当初から予定していた方法であったが、事前評価を受けていなかったもの。」とありますが、当初から予定していた方法であれば、事前評価を受けているはずですが、意味が分かりません。どうということですか。

スポーツ振興課（高橋補佐） この計画を策定するにあたって、スポーツ振興審議会で諮問、答申を受けるという部分については、当課では、当たり前にならざるを得ないもので、動いておりました。市民参画報告書の記載については、あくまで市民参画の方法として、挙げていなかったという意味になります。計画決定の際は、諮問、答申、市長決裁で確定という流れは計画を作る段階からの予定で進めていました。

板垣委員 つまり、市民参画ガイドラインをよく理解していなかったということになりますね。

スポーツ振興課（高橋補佐） 委員がおっしゃるとおりだと思います。（市民参画の方法として、市民参画ガイドラインに書かれている内容も）「公募」という書き方をしています。今回、公募はしておりませんでしたし、認識が甘かったと思います。検討委員会も同じです。

佐藤委員長 審議会の委員というのは、必ずしも公募委員が入らなくてもいいわけですか。

事務局（佐々木補佐） はい。

佐藤委員長 反省点にも「事前評価を受けることが必要であった」とあります。当初から、審議会を開催して意見を聴くことは予定されていたわけですが、事前評価を受けなかったということで、反省として出されているようですので、よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見をお伺いしましたので、評価に入りたいと思います。職員チームの評価としては、総合評価として「改善の余地あり」で、全ての項目について改善の余地ありということですが、事務局から説明をお願いします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 以上が、職員チームの評価ですが、当委員会の評価について、何か御意見はございますか。

板垣委員 「適切である」とは言えないと思います。「改善の余地あり」との職員チームの評価ですが、事務局からお話があったので、最初に触れておきたいと思います。対象者で、検討委員会の構成員に障がい者団体が入っていなかったということですが、障がい者団体の代表は、審議会には入っています。非常に色々な意見を述べられております。そういう点では、検討委員会の構成員に最初から入っていただいた方がよかったのではないかと思います。また、2回目の会議録で、障がい者団体の代表の方の氏名の記載に誤りがありますので、直してください。

スポーツ振興課（高橋補佐） ありがとうございます。

板垣委員 市民参画ガイドラインを理解していなかったということに尽きると思います。まちづくり基本条例が制定されて10年以上経っているはずですが、本格的な運用段階に入っていないとすればならない時期なのに、これでは一体何のためのまちづくり基本条例なのか、いずれにしろ、相当の年数が経っているわけです。問題は、改善がされるかどうかです。今回も「改善の余地あり」とありますが、これがスポーツ振興課だけと受け止められては困るわけです。市役所全体、組織として、こういう事例を学び、市民参画ガイドラインを今一度、周知徹底して浸透させてもらわないと、何のための条例かと思っています。そういう意味で、改善がされるように期待をしたいと思います。

佐藤委員長 他には、何かございますか。

伊藤委員 通常、委員には委嘱状を交付して任期が何年と決まっていますが、やはり、委嘱状を出して型にはめていくことが、改善の第一段階かと思いました。

佐藤委員長 他にはございませんか。

板垣委員 事務局にお尋ねしますが、事前評価を受けたスポーツ推進計画ですが、当初計画をしっかりと見ていけば、当初実施される時期を過ぎても、アンケートが実施されないとか、パブコメに着手しないとか、多分分かると思います。策定が遅延しているという状況を、事務局や職員チームは把握していなかったのですか。

事務局（佐藤課長） こちらの計画については、当初より、実施が遅れていることを、こちらでも把握しておりまして、担当課にはその都度、指摘してきたところでした。黙って見ていたということでは決してございません。

板垣委員 それも大切な仕事だと思いますので、上手い言葉が見つかりませんが、調査と言いますか、監視をしていただいて、促していただかないと非常にまずいと思います。今日は担当の方、課長補佐が見えられていますが、課長、部長もいるではないですか。組織のマネジメントが出来ていないと思います。部長、課長は、遅延している状態を分かっているわけでしょう。何も指示はありませんでしたか。結果的に指示がなかったということなのでしょうね。これだけ遅れた計画策定は二度とないと思います。そうすると、これは不作為になります。わかっているやらないのは、不作為です。行政として一番やってはならないことです。部長も課長もいませんので、コメントは要りません。

佐藤委員長 それでは、総合評価に入りたいと思いますが、当委員会といたしましても「改善の余地あり」ということで、方法、周知、実施時期・場所等、対象者（対象地域）、結果公表、全てについて「改善の余地あり」ということであります。理由については、先程の職員チームの評価とだいたい同じ理由になるわけですが、まず一点、パブリックコメントの一部を公表していなかったということが指摘されておりますので、パブリックコメントは全意見を公表すべきということです。それから、先程、板垣委員から指摘がありましたとおり、市民参画ガイドラインを周知・徹底して、これに基づいて市民参画を行っていただくということでもあります。計画策定が遅延したことについてでございますが、こちらについても十分、反省点を踏まえていただいて、これから

市政に反映していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上を当委員会の評価としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それでは、これを持ちまして、花巻市スポーツ推進計画について終了いたします。ありがとうございました。それでは、ちょうど2時間経過いたしましたので、ここで休憩の時間を取りたいと思ひます。10分休憩いたします。

(休憩 午後3時30分)

(再開 午後3時40分)

4 その他 それでは、3時40分になりましたので、委員会を再開いたします。

佐藤委員長 では、次にその他の(1)でございますが、平成28年度市民参画予定から対象外への変更についてということで「市民のための交通安全指針」について、皆さんに御説明申し上げます。初めに、事務局から対象外への変更について、説明をお願いします。

事務局(佐藤課長) こちらの「市民のための交通安全推進指針」につきましては、昨年28年5月25日の第12回花巻市市民参画・協働推進委員会で参画対象ということで、事前評価を受けたものでございます。2つの方法で市民参画を行うということで、評価をいただきましたが、その後、対象外に変わったということで、本日、市民生活総合相談センターより、その経緯につきまして説明をさせていただきます。

市民生活総合相談センター(伊藤所長) (資料に基づき、説明)

佐藤委員長 皆さんの御手元の資料の13ページから14ページですね。これが昨年の5月25日に市民参画の事前評価をした市民参画計画書で、これが対象外になったということでございます。

それでは、今の伊藤所長の説明について、何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 特にないようですので、この件は終わりたいと思ひます。

それでは、引き続き、(2)市民参画対象外・除外の計画・条例等について、御説明申し上げます。10件ございます。説明者の都合がありますので、初めに、花巻市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について、農業委員会小田島次長から説明をお願いします。

農業委員会(小田島次長) (資料に基づき、説明)

佐藤委員長 皆さんの資料の17ページのNO.10でございます。御覧いただきながら、御質問があれば、お願いします。

板垣委員 市民生活に重大な影響を与えるものではないとお話しですが、公選制から公募を経て、市町村長が任用するという大きな制度改革だと思います。さらに、農地利用最適化推進委員が新たに設けられるということで、農家にすれば、激変に近いものがあるような気がします。花巻市内の農家の軒数とか農業者数は分かりますか。

農業委員会（小田島次長） 農業者数につきましては、18,629人です。戸数については、申し訳ありませんが、今、資料を持ち合わせておりません。

板垣委員 私は、パブリックコメントを取った方がいいのではないかと考えております。というのは、他市町村の事例をリサーチしましたが、紫波町では、市民参画条例に基づいて、パブリックコメントを取っています。紫波町の場合には、限定的なパブリックコメントですが、新設される農地利用最適化推進委員の区割数について、パブリックコメントを取っています。花巻市でパブリックコメントを取るか取らないかは別として、花巻市では、新設される農地利用最適化推進委員の区割りというのは、もう作っていらっしゃるのですか。

農業委員会（小田島次長） 農業委員の方々に検討委員会を作りまして、検討しています。

板垣委員 その際に、18,629人の農業者の方々から意見を聞く必要があるのではないかという意見は、農業委員からはなかったということですか。

農業委員会（小田島次長） 農業委員が農業者の代表であるという認識ですので、そういった意見は、特にありませんでした。

板垣委員 ここが議論する場ではないと思いますので、私の意見だけを述べて終わりますが、私は紫波町の事例を参考に、パブリックコメントを取ったほうがいいのではないかと考えております。以上です。

佐藤委員長 他には、御質問はございませんか。

(発言する者なし)

農業委員会（小田島次長） 他市の事例ですが、北上市、滝沢市では市長部局から農業委員会へ諮問したという事例はあります。

佐藤委員長 市民参画の対象外とのことですが、パブリックコメントを取っている町もあり、また、市長部局から諮問しているという例もあるようなので、今後、内部で御検討いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 それでは、花巻市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例は、終了いたします。ありがとうございました。

それでは、次に対象外の No. 1、花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次改訂版）について、秘書政策課の企画調整係長赤坂さんから説明をお願いいたします。

秘書政策課（赤坂係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 それでは、只今の説明につきまして、何か御質問はありますか。

板垣委員 私が判断に苦しんだのは、第1次改定の際には、ワークショップと有識者会議を開いています。今回は、2次改定ということで、なぜ軽微なものとして除外するのかと
思って考えましたが、総合戦略を読み直してみても、ストンと落ちたのは、総合戦略では、本来、毎年2月頃に検証、改定作業に入ると書いてあります。それが今回、中期プランの策定時期に重なったのかと思います。これが今にずれ込んできているということかと考えたのですが、そういうことではないですか。

秘書政策課（赤坂係長） 確かに、毎月2月、改定に向けた検証をすることになってはいますが、昨年度は戦略を策定して1年目で、掲載事業に取り組んで最中でした。今年度は中間年で見直しをするということで、昨年度策定した中期プランとの整合性を図ろうとするものです。必ず、毎年検証はしますが、必要に応じて改定するということです。

佐藤委員長 他にはございませんか。

土田委員 内容のところの「人口減少と地域経済縮小の克服」とありますが、克服というのは何を意味するのですか。止めるということですか。人口減少を止めるということですか。あるいは、増やすのですか。地域経済を拡大するのですか。そういう意味ですか。

秘書政策課（赤坂係長） 全国的に人口減少が進んでいまして、地方によっては過疎化が進み、経済が縮小していくというのは、紛れもない事実です。この地方創生の中で人口減少を可能な限り留めて、地域が成り立つように人口減少幅を少なくして、地域を支えていくというのが総合戦略の基本理念になっています。花巻市の人口は現在、約10万人ですが、手を打たなければ、2060年に5万5千人に減少するというビジョンが平成27年に国から示されていまして、そうならないよう、2060年に73,500人を確保するのを目指して、総合戦略を策定させていただいています。

土田委員 分かりました。人口減少は止まらないということですね。地域経済縮小も止まらないということですね。いかにそれに軟着陸するかが基本課題ということですね。克服という言葉は、それに合っているのでしょうか。高齢化は2042年まで止まらないです。来年から18歳人口は大きく減少します。向こう10数年で20万人位18歳は減ります。1,000人規模の大学が100潰れます。今現在、2017年も女性の3人に1人が50歳以上です。2021年団塊ジュニア世代が全員50代に突入、2022年は団塊世代そのものが75歳に突入、一人暮らし社会が始まります。2024年には団塊世代が75歳以上になり、社会保障費が大きく膨らんで、破たんは必至、2026年は、高齢者の5人に1人が認知症になります。2035年になると、男性の3人に1人が生涯未婚者です。2040年ですと、団塊ジュニア世代が全員65歳以上になる。団塊ジュニアのそのまたジュニア、ジュニアジュニアが減っています。ですから、人口減少は止まらないし、地域経済は縮小です。だから、コンパクトシティですよ。そういう現状があるのに、克服という言葉はいかがなものかと思えます。

17万5千人規模の市ですと、8割の自治体が大学を持っています。でも、それを切ると駄目です。花巻市単体で考えたら、ダメです。ですから、花巻、北上含めた広域

で考えないと、17万5千人にはならないです。

そういう時代だという認識をここにいる皆さんはわかっていると思いますが、皆さんが共有しないと、花巻は持たないと思います。

秘書政策課（高橋補佐） 克服という言葉は、内閣府の地方創生室で使っておりまして、先程、お話ししたとおり、人口減少幅、地域経済の縮小をもう少し緩やかにしていく、人が仕事を呼び込んで、仕事が人を呼び込んで好循環をまわすという意味で克服という言葉を使っております。その言葉を利用させていただいたということで、御理解をお願いいたします。

土田委員 失礼しました。ありがとうございます。

佐藤委員長 他に、御質問はございませんか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 それでは、これに関しては、市民参画の除外ということで、よろしいですね。では、これで、花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、終わりたいと思います。

次に資料の16ページのNo. 5、花巻市公契約条例について、対象外ということですが、契約管財課の佐藤課長補佐から説明をお願いします。

契約管財課（佐藤補佐） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 何か御質問はございますか。

板垣委員 除外する理由に、特定公契約を締結した特定受注者が対象であるとありますが、それは、事業者に対して報告を求めたり、調査を行う場合の話であって、課長補佐のおっしゃる適正な労働条件の確保という部分については、特定公契約に限らず、従来の公契約全体に対してが対象だと思っています。県内で公契約条例を先行して制定しているケースはいくつくらいありますか。

契約管財課（佐藤補佐） 岩手県のみです。

板垣委員 私も県だけかと思っていて、県の契約に関する条例という名称だと思いますが、県条例と今度制定予定の花巻市公契約条例で違いがあれば、教えてください。

契約管財課（佐藤補佐） 県条例を参考に作りましたので、ほぼ同じですが、一点、違う部分は、県条例の中では、公契約を適正に行うにあたり、県はどのような取り組みを行うのかということ唱っています。例えば、ホームページで、契約件数や、下請業者からの報告件数等を公表することを、別に、唱っています。そのことについて、当市では、当然行っていますし、行われなければいけないという観点で条文から削除しました。こういった部分に違いがあります。

板垣委員 核心に入りますが、岩手県では、説明会や、パブコメをかけているわけです。適正な労働条件確保という中身を、県条例の中で見ていくと、雇用確保や、労働者の地元定着とか、そういったものを強く書いていて、いわゆる労政サイドからの提案になっています。そういう意味では、条例の対象になっているのは、特定受注者だけではないわけです。したがって、私はパブリックコメントが必要ではないかと思っているわけです。この条例を制定するに至った背景、県の場合は請願が採択されたという背景があったわけですが、花巻市の場合、今この時期に公契約条例を制定しようとする背景があればお聞きしたいです。

契約管財課（佐藤補佐） 今、委員がおっしゃいましたように、県条例は、担当所管している部署が雇用対策室になります。当市では契約管財課ですが、当市のスタンスは、あくまでも最低賃金法や、社会保障関連法を遵守しようという目的で条例を制定しようとしているということです。今まで、最低賃金法で定められている金額が実際に支払われているか確認する場がなかったので、この条例制定後は、様式を定めてその金額の報告を受けて確認したいといった趣旨です。

板垣委員 県外の事例も見ましたが、デリケートな部分があって、いわゆる建設業界サイドとも、意見交換会、ヒアリングのようなものを実施されて、時間を要している事例も見受けられます。花巻の場合も、おそらく県条例の内容と近いとすれば、いわゆる指定管理業務も公契約の対象になるはずですので、当然、市の公の施設も関係してくるわけです。私は、特定受注者が対象であるから、市民参画手続きの対象外とする判断には、違和感が正直あります。私の意見です。市内の公契約に関係してくる事業者数は分かりますか。

契約管財課（佐藤補佐） 2年前の実際の契約件数で試算してみると、今考えているのが工事の契約、清掃、警備、設備保守といった業務委託、それから、今委員がおっしゃられた指定管理の3点、それぞれ金額要件を設定していますけれども、金額要件に合うものを全部トータルして、だいたい年間で20件から30件位を想定しています。

板垣委員 今、お話があったのは、その特定公契約の話ですか。

契約管財課（佐藤補佐） 特定受注者です。

板垣委員 聞き方が悪かったです。いわゆる一般的に言う公契約の対象事業者数です。小さいものも含めると、結構、裾野が広がると思います。

契約管財課（佐藤補佐） その場合は、おそらく1,000件を超えと思います。

板垣委員 私の持論は、まちづくり基本条例で定義する市民の中には、市内で事業を営む者、いわゆる事業者も市民の範疇に入りますので、そういう意味で恐縮ですが、公契約条例を制定する際は、パブリックコメントや説明会が必要なのではないかと思ってお伺いしたものです。

佐藤委員長 公契約条例については、対象外ということで、12月議会定例会で提案されて来年の4月1日から施行するという事です。

他には質問はございますか。

板垣委員 業界サイドから、特に異論のようなものはありませんか。

契約管財課（佐藤補佐） 今のところはありません。これから、また協議の場を設けたいと思っておりますが、今のところ、特にはないです。

佐藤委員長 他に、御質問はありますか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 では、他にないようですので、花巻市公契約条例については、これで終わります。ありがとうございました。

それでは、対象外・除外は他に7件ございますので、これについては、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 以上、一括して7件説明いたしました。何か御質問はございますか。

土田委員 8番の内容の、4行目、一番右の「都市公園内にお」以降は、どう書かれていますか。

事務局（上山係長） 大変失礼いたしました。「都市公園内における」です。

佐藤委員長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 それでは、以上を持ちまして、市民参画対象外・除外の計画・条例等についてを終了いたします。

では、次にその他の（3）市政への市民参画ガイドライン等の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 只今、御説明いただきましたが、何か御質問はありますか。

土田委員 花巻市パブリックコメント制度に関する指針新旧対照表ですが、事前にお送りいただいたものと、今日いただいたものは違いますね。新しい方を見ろということですね。

事務局（上山係長） 失礼しました。

土田委員 古い方は破棄していいのですね。

事務局（上山係長） はい。失礼しました。

佐藤委員長 他にございませんか。

板垣委員 この場面では、どういうことをすればいいのか迷っていますが、具体的に意見を述べればいいのですか。1枚ものの資料で、市政への市民参画ガイドライン見直しの流れをいただいておりますが、今日は聴き取りの1回目ということで、気が付いたことを述べればいいのですか。

事務局（上山係長） 今回の委員のお話の件ですが、市民参画ガイドラインの見直しに対する御意見につきましては、この後で、市政への市民参画ガイドライン見直しの流れのスケジュールをお話させていただいた後に、お伺いしようかと思っております。

板垣委員 そうすれば、今この場面では、何をすればいいですか。

事務局（上山係長） 失礼しました。市民参画ガイドライン、運用マニュアル、パブリックコメント指針の改正をさせていただきましたという御報告です。それに関して、何か御質問があれば、お伺いいたしますということです。

板垣委員 改正がされたわけですね。

事務局（上山係長） 説明が足りず、申し訳ありません。

板垣委員 パブリックコメント制度に関する指針の新旧対照表の第3、対象が「新」の方では削除されていますが、これはどのような背景で削除になったのでしょうか。

事務局（佐々木補佐） パブリックコメントの指針を作った当初の考え方として、基本はパブリックコメントを行う、ただし場合によってはしないことが出来るという作り方をしておりました。その後に、まちづくり基本条例等を定めて、ガイドラインも皆さんの御意見をいただきながら、作成させていただきました。指針の中でパブリックコメントの対象を示さなくても、市民参画ガイドラインやまちづくり基本条例の中でパブコメを選択することが出来るとなっておりますので、あえて、対象の部分は削除いたしました。

板垣委員 市民参画ガイドラインの中にも、パブリックコメントの規定があるので、指針では削ったと理解しましたが、市民参画手続きのパブリックコメントとなると2つ以上選択しなければならないという枷をはめることになると思います。2つ以上やらなくても、パブリックコメントだけでも実施すればいいと思う場面が時々あります。先ほどの公契約条例も農業委員会に関する条例の一部を改正する条例も、パブリックコメントだけすればいいと思って見ておりましたが、その場合に、指針から、対象を削って、まちづくり基本条例を受けての市民参画ガイドラインの規定に沿ってやるとなると、パブリックコメントにプラスワンになってしまって、結果として、パブリックコメントが忌避されることになりはしないかという懸念があります。その辺は杞憂でしょうか。

事務局（佐々木補佐） まちづくり基本条例の中で市民参画の対象となるものは、2つ以上の方法をとって、市民参画をするというのが大前提ですが、今までのパブリックコメント指針を見ると、パブリックコメントは必ずするが、ただし、しないことが出来るという書き方になっていきますので、パブリックコメントを必ず入れなければならないという部分を外す趣旨で、対象から削除させていただきました。先程の委員の御指摘は、パブリックコメントをしなくても良いとなってしまう恐れがあるという御指摘でよろしいでしょうか。

板垣委員 原則として、パブリックコメントはやるものという前提ですか。そして、対象外の規定がどこかにあるという話ですか。

事務局（佐々木補佐） 原則、パブリックコメントを必ずするという規定を外したいために、市民参画の6つある方法から、パブリックコメントを入れても入れなくても2つ以上選択して実施するということを言いたいがために、対象の部分を削除しました。

板垣委員 市民参画という捉え方でやると、まちづくり基本条例では2つ以上の方法で行うと13条で規定されていますが、私が言ったのは、1つでもいいのではないかということです。パブリックコメントだけでもやればいいのかと思う場面がある。農業委員会の一部改正条例も公契約条例もせめてパブリックコメント位はやってほしいと思った場合に、このパブリックコメント指針の第3を削除すると、2つ以上からやらなくてはならないという質問ですが、そうではないということですか。

事務局（佐藤課長） 説明の繰り返しになるかもしれませんが、対象として掲げることで、市民参画の手法を選ぶ時に、パブリックコメントを必ずしなくてはならなくなってしまうことを避けたいということです。

板垣委員 2つ以上の市民参画手続きによらなければならなくなることで、市民参画対象外の判断をされて、市民参画につながらない場面が増えるのではないかと思います。パブリックコメント指針の中に第3、対象の規定を残しておけば、せめてパブリックコメント位、実施がされるのではないかと思います。第3、対象の規定がなくなることにより、スタート時点で市民参画の手法を2つ以上とらなければならなくなってしまうと、市民参画の対象外、除外に該当させられるという解釈が増えてくるとすれば、逆の方向に進みかねないという懸念があるという話です。

事務局（佐藤課長） パブリックコメント指針の第1の目的のところにございますが、この指針は、まちづくり基本条例の第13条に基づき、パブリックコメントを実施する際の必要な事項を定めることを目的とするということです。まちづくり基本条例に関わる市民参画の手法として、パブリックコメントを選んだ時に、この指針に従ってくださいということです。

板垣委員 13条が前提の指針ということですね。

佐藤委員長 他に何か、御質問はございませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 それでは、次に（４）の市政への市民参画ガイドライン見直しについて、説明をお願いします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明）

佐藤委員長 只今、説明がありましたが、本日の委員会で市民参画ガイドラインの見直しについて、委員の方々からの意見の聴き取りをするということですね。今日は大分時間が経過してしまったので、難しいですね。
意見の聴き取りは、改めて、委員会を開催して御意見を伺うことでいかがでしょうか。

板垣委員 改めて、検討させていただきたいと思います。

土田委員 資料も未整備だと思います。表の一番左の平成 29 年 9 月、10 月のセルと、平成 29 年 12 月、平成 30 年の 1 月のセルはいらくないですね。

事務局（上山係長） 大変失礼しました。そちらは修正させていただきます。

土田委員 板垣委員と同じで、ガイドライン見直しの意見聴取については、次回に回したほうが生産的でいいような気がします。

佐藤委員長 11 月の庁内チーム会議の前に委員会を開きまして、市民参画ガイドラインの見直しについて、委員の皆様から御意見を伺うということにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

板垣委員 今、手元にある市民参画ガイドラインについては、既に改正されたものなわけですね。さらにそのうえで、見直しについて、意見を聴き取りたいという整理でよろしいですか。

佐藤委員長 そうですね。ですから、現在の平成 29 年 6 月 16 日改正のガイドライン、7 月 6 日改正の市民参画ガイドライン運用マニュアルについて御検討いただいて、次回の委員会で、もし改正すべき点があれば御意見をいただきたいということですが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

5 閉会

佐藤委員長 それでは、改めて資料にお目通しいただきまして、市民参画ガイドラインについて改正すべき点がございましたら、次回の委員会で御意見をお伺いしたいと思います。日程は、こちらにお任せいただきまして、御案内させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。事前評価、事後評価がない場合もありますが、ガイドライン見直しのため委員会を招集して、みなさんの御意見をお伺いしたいと思います。
それでは、長時間にわたり、活発な御意見をいただき、ありがとうございました。
これもちまして、第 4 回委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(閉会 午後4時55分)